



広報かみかわ

7

2026 No.248

人の動き

■ 2026年5月31日現在（外国人含む）

人口 9,815 男 4,660 女 5,155 先月比（男 ±0 女 -8）

■ 5月中の異動（人） 転入 16 転出 14 出生 2 死亡 12



トライやる・ウィーク ～地域で学んだ一週間～



P 2 第19回かみかわ夏まつり

P 3 神河町職員募集

P 6 国民健康保険加入の皆さまへ

P 7 国民健康保険税の税率・税額を改定しました

P15 まちの話題

P19 お役立ち情報

P22 すこやか情報

P26 ぐらしの情報

2026 July
かみかわ
NEWS

1

第19回 かみかわ夏まつり

時 8月1日(土) 18時30分～ ※雨天順延8月2日(日)

場 神崎小学校グラウンド

★ 今年のテーマ ★ 「ありがとう」

夏まつりが子どもたちの良きふるさとの思い出となることを目的に、第19回かみかわ夏まつりを開催します。みんなで一緒に、神河の夏まつりを大いに盛り上げましょう!!
みなさんのご参加とご協力をお願いいたします。

花火基金 一口 1,000円

夏まつりを楽しみにしている子どもたちのために、一発でも多くの花火を打ち上げたいと思います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

受付内容 一口、1,000円

受付期間 8月1日(土)夏まつり当日まで

受付場所 ひと・まち・みらい課(寺前64番地)

役場 神崎支庁舎

町内の各金融機関

(郵便局、JA、但陽信用金庫、但馬銀行)

※当日は夏まつり会場にて受付

☆7月31日(金)までにご入金いただいた方につきましては、ケーブルテレビ夏まつり生放送のエンディングでテロップにより名前

の紹介をします。

ふるさと納税で応援! (※町外在住の方に限ります)

今年からふるさと納税による花火基金ができるようになりました。ご家族やご親戚、ご友人など町外にお住まいの方へぜひお声掛けください。



笑顔の写真大募集!

町民のみなさんのとびきりの笑顔の写真を募集します。提供頂いた写真は当日会場内プロジェクター映像でご紹介させていただきます。年齢・性別は問いませんので多数の方々のご応募をお待ちしています。

提出方法 データ形式(jpeg等)でUSBメモリやCD-ROMに入れて、持参、郵送、もしくはメールでの提出をお願いします。

受付期間 7月17日(金)まで

受付場所 役場 ひと・まち・みらい課(寺前64番地)

申・問 かみかわ夏まつり運営委員会事務局(役場 ひと・まち・みらい課) ☎34-0971
E-mail : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp



2026 July
かみかわ
NEWS

2

神河町職員募集

令和9年4月採用

キラリと
ひかる町に
するために



受付期間 **7月6日(月)から7月31日(金)まで**

※8時30分から17時15分まで。土日祝除く。

問 総務課 ☎34-0001

職種(区分)	採用予定人数	受験資格
事務職	若干名	平成9年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上を卒業した人 または令和9年3月に高等学校、大学等卒業見込みの人

◎試験日・場所

- 【1次試験】 9月20日(日) 神河町役場(神河町寺前64番地)
- 【1次試験合格発表】 10月上旬
- 【2次試験】 10月下旬 ※日時および場所等については、1次試験合格者に通知します。
- 【2次試験合格発表】 11月上旬

◎選考方法

- 【1次試験】 教養試験/作文試験/職場適応性検査
- 【2次試験】 集団討論および個別面接による口述試験

◎初任給

- ・大学卒業者(4年制) 225,600円
- ・短期大学卒業者(2年制) 213,100円
- ・高等学校卒業者 200,300円

※現在の標準的な初任給月額です。経歴等に応じて加算される場合があります。

◎1次試験の方法

- ① 教養試験は、高等学校卒業程度の一般教養について試験を行います。
- ② 作文試験は、初級公務員として必要な知識および表現力について試験を行います。
- ③ 職場適応性検査は、公務員としての職業生活への適応性について検査を行います。

◎受験手続

申込用紙は7月1日(水)から役場総務課で交付します。

なお、申込用紙を郵便で請求する場合は、受験申込書の送付を希望する旨を記載した文書(任意様式)と、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号)を必ず同封してください。

※Eメールでの受付も行いますので、詳しくはHPをご覧ください。



令和7年度下半期の

財政状況をお知らせします

人口9,846人 世帯数 4,203世帯 (令和8年3月31日現在)

2026 July

かみかわ
NEWS

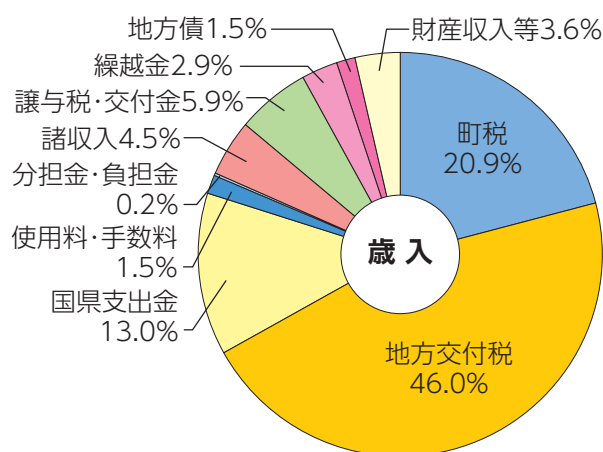
3

神河町の収入や支出の状況がどうなっているか皆さんに知っていただくため、令和7年度
の下半期(令和7年10月1日から令和8年3月31日)の執行状況をお知らせします。

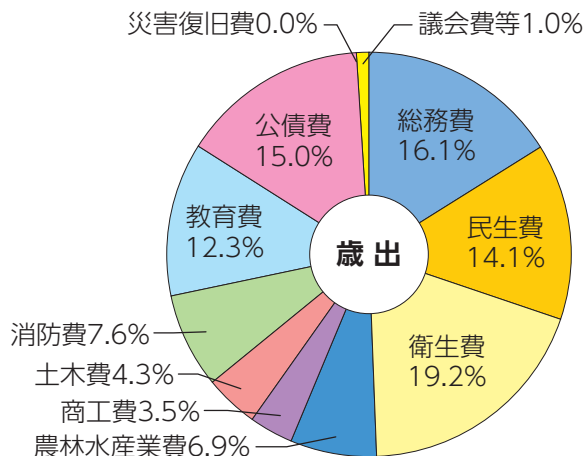
令和8年3月31日現在の予算額ならびに執行済額は次のとおりです。(令和6年度からの
繰越明許費を含む。)

問 総務課 ☎34-0001

一般会計 109億8,044万円 (内3億7,794万円は繰越分)

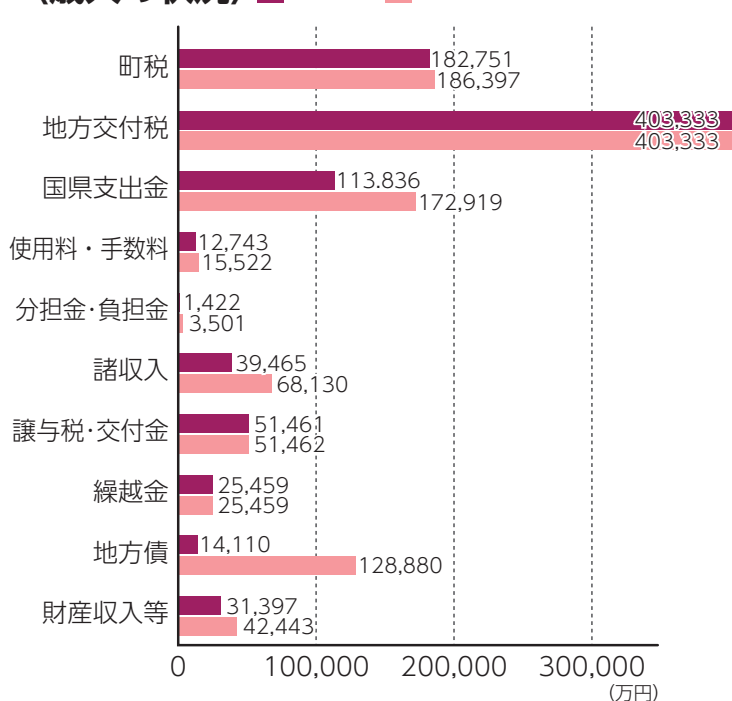


◎収入済額 87億5,977万円
◎予算に対する執行率 79.8%

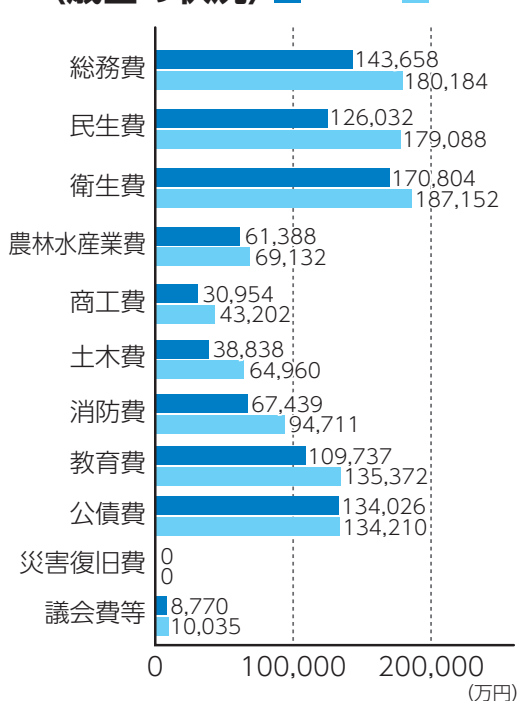


◎支出済額 89億1,646万円
◎予算に対する執行率 81.2%

〈歳入の状況〉



〈歳出の状況〉



特 別 会 計

会 計 名	区分	予算額	執行済額	執行率%	6年度決算額
ケアステーション事業	歳入	1億1,007万円	7,984万円	72.5	9,715万円
	歳出	1億1,007万円	9,134万円	83.0	8,409万円
産業廃棄物処理事業	歳入	689万円	341万円	49.5	5,658万円
	歳出	689万円	52万円	7.5	5,610万円
寺前地区振興基金	歳入	443万円	220万円	49.7	277万円
	歳出	443万円	220万円	49.7	277万円
長谷地区振興基金	歳入	1,652万円	1,326万円	80.3	704万円
	歳出	1,652万円	1,326万円	80.3	704万円
国民健康保険事業	歳入	12億6,403万円	10億5,832万円	83.7	12億6,149万円
	歳出	12億6,403万円	11億1,720万円	88.4	12億5,649万円
後期高齢者医療事業	歳入	2億2,818万円	1億7,270万円	75.7	2億1,923万円
	歳出	2億2,818万円	1億8,741万円	82.1	2億1,695万円
介護保険事業	歳入	16億 593万円	12億8,868万円	80.2	15億5,160万円
	歳出	16億 593万円	14億2,671万円	88.8	15億2,705万円
土地開発事業	歳入	8,782万円	5,791万円	65.9	5,786万円
	歳出	8,782万円	40万円	0.5	31万円
訪問看護事業	歳入	1億6,492万円	1億4,202万円	86.1	1億5,175万円
	歳出	1億6,492万円	1億1,796万円	71.5	1億2,263万円

企 業 会 計

会 計 名	区分	予算額	執行済額	執行率%	6年度決算額
水道事業	歳入	5億1,166万円	4億8,693万円	95.2	4億1,567万円
	歳出	5億3,671万円	5億1,188万円	95.4	3億8,231万円
下水道事業	歳入	6億3,170万円	6億2,300万円	98.6	6億3,801万円
	歳出	6億3,170万円	5億6,536万円	89.5	5億7,528万円
神崎総合病院事業	歳入	35億1,636万円	29億5,222万円	84.0	31億7,735万円
	歳出	38億1,770万円	35億1,675万円	92.1	34億8,545万円

※企業会計は、収益的収支額（消費税込）のみを計上しています。

町有財産の状況（一般会計）

☆土地	1,425,386㎡
☆建物	86,386㎡
☆有価証券	4,960万円
☆出資による権利	26,715万円
☆公営企業会計への出資	45億1,902万円
☆債権	2億2,519万円
☆基金	37億8,345万円
☆物品（車両）	91台
☆物品（可搬式小型動力ポンプ）	11台

町民一人当たりの予算額（一般会計）

人口 9,846 人（令和 8 年 3 月 31 日現在）
令和7年度 112万円 令和6年度 108万円

町債（借入金）の残高

☆普通会計分	108億4,137万円
☆水道会計分	25億3,023万円
☆下水道会計分	34億4,849万円
☆神崎総合病院分	31億2,924万円
合 計	199億4,933万円
◎町民一人当たりの額	約203万円
	（去年同期 約202万円）

国民健康保険加入の皆さまへ

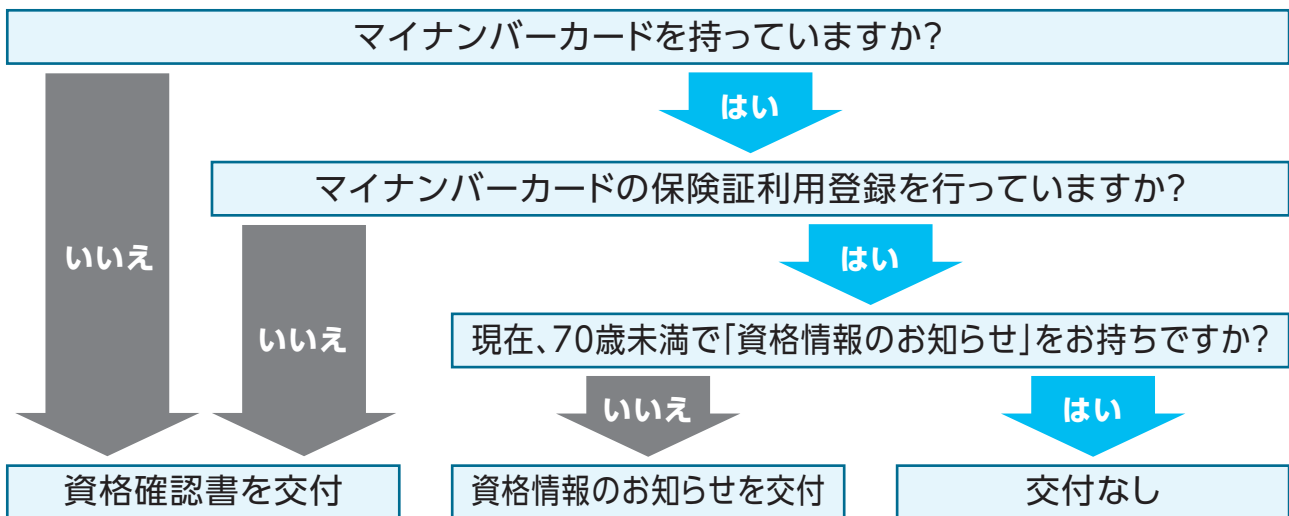
問 保険の資格に関すること 住民生活課 ☎ 34-0962
保険税に関すること 税 務 課 ☎ 34-0961

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在、交付しています「資格確認書」および70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は令和8年7月31日です。新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を世帯ごとに封筒へ入れて7月下旬に郵送します。

ただし、70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」には原則有効期限はありません。なお、有効期限の記載がない「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は更新が不要のため、新しい「資格情報のお知らせ」は送付しませんのでご注意ください。

「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」は下記フローチャートに沿って交付予定です。



国民健康保険からのお知らせとお願い

限度額適用(標準負担額減額)認定証

保険診療分の支払額が入院等で高額になる場合、事前に認定証の交付を受けて医療機関等に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

認定証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降、この認定証が必要となる方は申請が必要です。

※マイナ保険証で受診すれば、認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます。

特定疾病療養受療証

70歳未満の特定疾病療養受療証をお持ちの方の有効期限は7月31日です。

新しい受療証は7月下旬に郵送します。

古い資格確認書等

古い資格確認書等は、役場にご返却いただくか、各自で責任を持ってハサミを入れるなど、氏名・住所等がわからないようにして破棄してください。

こんな時は必ず届け出が必要です

- ・社会保険等を脱退して国民健康保険に加入する場合(退職、会社の保険の扶養を外れたとき等)
 - ・社会保険等に加入して国民健康保険を脱退する場合(就職、会社の保険の扶養になったとき等)
- ※マイナ保険証の方も届け出が必要です。

その他

国民健康保険に関する届出(資格の取得喪失や認定証の申請など)をされる際には、マイナンバーの申告と本人確認が必要となります。世帯主と資格異動や申請の対象となる被保険者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等)、申請に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。

制度の詳細については、一緒に送付されるパンフレットをご参照いただくか、上記問合せ先までお問い合わせください。



国民健康保険税の税率・税額を改定しました

問 税務課 国民健康保険税係 ☎34-0961

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されました

令和8年度国民健康保険税の税率・税額を次のとおり改定しました。

国民健康保険加入者の高齢化や減少により、安定した財政運営が困難になってきており、各市町単独で運営していた制度を県が一体（共同保険者）となって運営することにより制度の安定化を目指しています。

***各市町の保険税率が兵庫県下で統一（令和12年度には完全統一）されることを受け、令和5年度から段階的に税率を改定しています。**

***令和8年度から、全ての世代や経済主体が支援金を拠出し合い、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるため子ども・子育て支援金制度が創設され、従来の医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分に加えて、「子ども・子育て支援金」を納付いただくことになりました。**

【令和8年度の税率・税額】

区 分	内 容	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金分
①所得割	世帯内の加入者1人ずつについて計算 (令和7年中の所得－基礎控除43万円×右の税率)	7.02%	3.01%	2.64%	0.30%
②均等割	世帯内の加入者数に応じて計算 (加入者数×右の税額)	28,400円	12,000円	12,400円	1,300円
③平等割	1世帯につき右の税額	19,500円	8,200円	6,100円	800円
賦課限度額	1世帯の保険税賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

*国民健康保険税には4つの区分があります

医 療 保 険 分	加入者の皆さまの医療費の支払いの基礎となる部分
後期高齢者支援金分	75歳以上の方の医療費の支払いを支えるための部分
介 護 保 険 分	40歳以上の方の介護サービス費用の支払いを支えるための部分 *40歳以上65歳未満の加入者のみ課税 されます。 *65歳以上の方は、介護保険料として納付していただきます。
子ども・子育て支援金分 ※令和8年から創設	子どもや子育て支援施策の拡充を支えるための部分 *18歳未満の加入者の均等割は10割軽減 されます。 *均等割には18歳以上均等割(10割軽減した18歳未満加入者の均等割を18歳以上加入者が負担するもの)100円/人も含みます。

【保険税計算方法】

年間保険税 = ①医療保険分 + ②後期高齢者支援金分 + ③介護保険分 + ④子ども・子育て支援金分

軽減措置が拡充されました

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者(※1)の令和7年中の所得が下表の所得基準を下回る世帯は、**保険税の均等割額と平等割額が軽減**されます。(加入者が未就学児の場合は、均等割額が2分の1になります。)

申告をされていない世帯は軽減措置が適用できません。所得がなくても**所得がない旨の申告をしてください。**国民健康保険加入者で19歳以上の方(平成19年1月1日以前生まれの方)は学生でも申告が必要です。

なお、該当される世帯については、軽減後の金額でお知らせします。

軽減割合	所 得 基 準
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数(※2)－1)
5割軽減	43万円+ 31万円 ×加入者数(※1含む)+10万円×(給与所得者等の数－1)
2割軽減	43万円+ 57万円 ×加入者数(※1含む)+10万円×(給与所得者等の数－1)

(※1) 特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続して同一の世帯に属する方。

(※2) 給与所得者等…給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等の支給を受ける方(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方、65歳以上:公的年金等の収入が125万円を超える方)

***保険税の軽減措置等については、7月中旬に国民健康保険に加入されている世帯に送付する納税通知書に同封しますチラシをご覧ください。**



後期高齢者医療制度のお知らせ

問 住民生活課 ☎34-0962

兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

1.保険料額決定通知書を送付します

令和8年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。保険料額(年額)は、皆さんが等しく負担する「均等割額(医療分58,427円、子ども分(※1)1,351円)」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

なお、保険料額(年額)の上限は医療分85万円、子ども分(※1)2.1万円です。

(※1)令和8年度から創設された「子ども・子育て支援(納付)金」を「子ども分」と表記しています。子ども分は令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。

子ども・子育て支援金制度とは？

子育て施策の拡充のため、全ての世代や企業のみなさまが子どもや子育て世帯を支える仕組みとして、医療保険の保険料と併せて支援金を拠出する制度です。

所得の低い方の軽減措置

①同一世帯内の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等の合計額が一定基準以下の場合、均等割額が2割～最大7.2割(※2)まで軽減されます。

(※2)医療分は、令和8・9年度のみ特例措置により7.2割軽減となります。(子ども分は、特例措置がないため7割軽減となります。)

②制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

保険料のお支払い方法(2通り)

①特別徴収…年金からの天引き

②普通徴収…納付書または口座振替(7月から翌年3月まで毎月納付)

※特別徴収が優先されますが、新たに加入されてから約半年は普通徴収になります。

※お支払い方法は通知書でご確認ください。

2.新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中旬に送付します

●資格情報のお知らせ

84歳以下でマイナンバーカードの保険証利用登録(マイナ保険証)をしている被保険者には、「資格情報のお知らせ」(ご自身の資格情報を簡易的に把握できるもの)を送付します。

◎医療機関等を受診される際は窓口でマイナ保険証を提示してください。

※マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により「資格確認書」を交付します。

●資格確認書

85歳以上の被保険者および84歳以下でマイナンバーカードを取得していない被保険者、または、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない被保険者には、「資格確認書」を送付します。

◎8月1日からは新しい資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和7年中の所得により算出された令和8年度の住民税課税所得額と令和7年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

3.自己負担限度額区分を併記した資格確認書

入院や外来等での支払いが高額になる場合、マイナ保険証を提示してオンライン資格確認を受けるか自己負担限度額区分を併記した資格確認書を医療機関等の窓口で提示することにより、医療機関ごとに1ヵ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた自己負担限度額までとなります。

現在、自己負担限度額区分を併記した資格確認書をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい自己負担限度額区分を併記した資格確認書を送付します。

新たに交付を希望される場合は、神河町役場住民生活課または神崎支庁舎健康福祉課に申請してください。

※マイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降、従来の被保険者証および限度額適用(標準負担額減額)認定証は廃止され、マイナ保険証でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行しました。

詳細については資格情報のお知らせ、または資格確認書と一緒に送付されるパンフレットをご覧ください、上記問合せ先までご連絡ください。



「農地法の申請」、「農振農用地の除外・編入」には 地域計画の変更が必要です

問 農林政策課 ☎34-0960

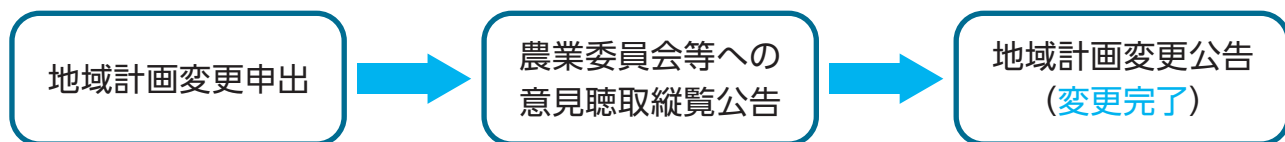
農業経営基盤強化促進法の改正により、神河町では、概ね10年先を見据えた地域農業の在り方等について、地域の話し合いで明確化した「地域計画」を策定しました。

これに伴い、地域計画内の農地について「農地法3・4・5条」、「農振農用地からの除外・編入」等の申請を行う場合、事前に地域計画を変更する必要があります。

「農地法3・4・5条」、「農振農用地からの除外・編入」の手続きには、従来よりも時間を要しますので、お早めに農林政策課(34-0960)までお問い合わせください。

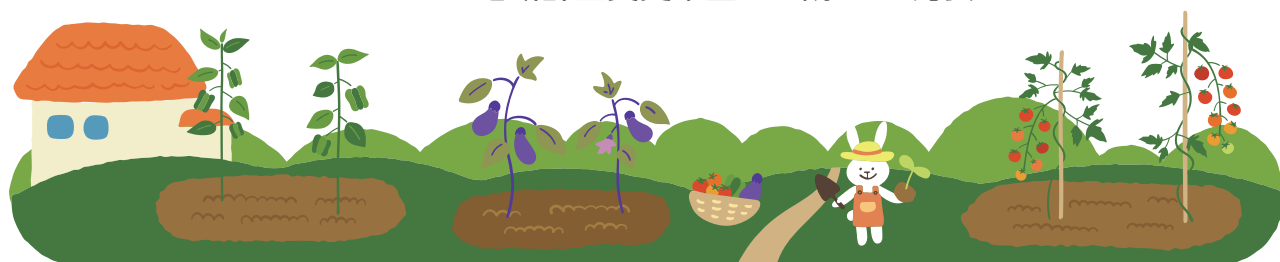
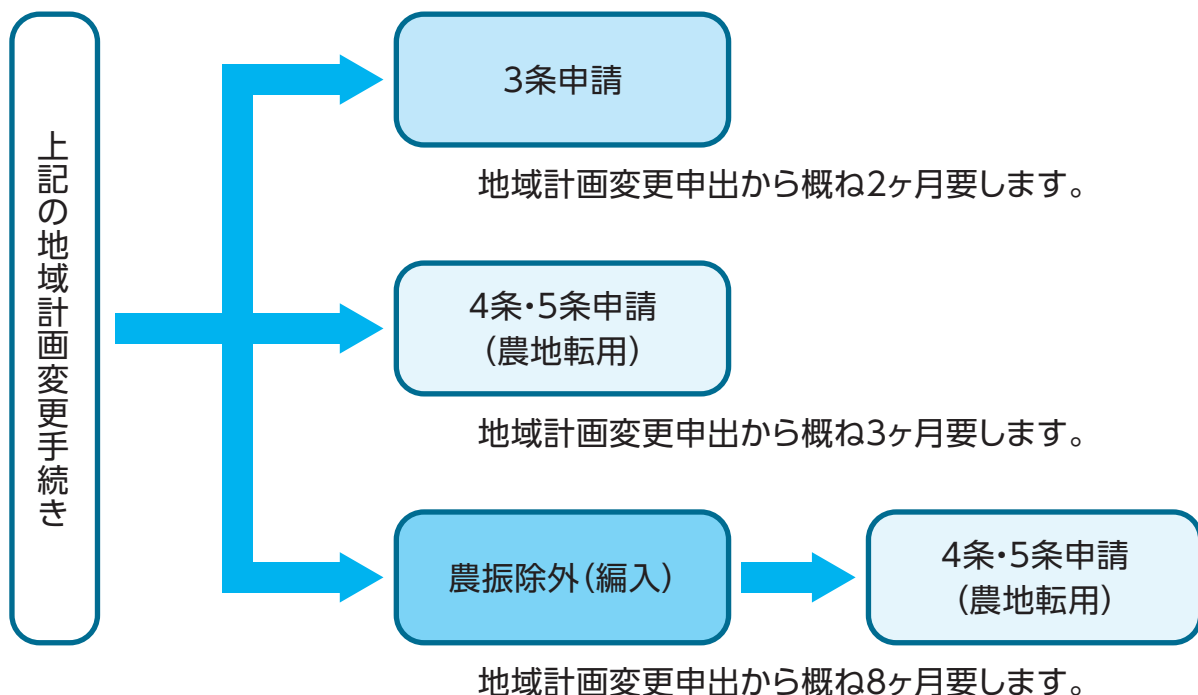


地域計画変更手続きの流れ



地域計画の変更には概ね1ヶ月を要します。

農地転用、農振除外により地域計画を変更する場合



第10回 フードドライブにご協力を!

問 健康福祉課 ☎32-2421

フードドライブとは、ご家庭や職場などで使い切れない、余っている食品や日用品を持ち寄っていただき、福祉団体や子ども食堂、生活に困っているご家庭にお届けするものです。

昨年度たくさんの方から米・野菜・菓子類・缶詰等の食品、調味料、洗剤等の日用品、おむつ等を提供していただきました。

今年度もNPO法人フードバンクはりまと連携し、下記の日程で実施します。皆さまの温かいご支援、ご協力をお願いします。

時 7月17日(金) 9時～16時

7月18日(土) 9時～12時

場 神崎支庁舎



▲昨年度のフードドライブ

本人通知制度に登録しませんか

問 住民生活課 ☎34-0962

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本・抄本などが、本人の代理人や第三者※に交付された場合、その事実を事前登録された方へ郵送でお知らせする制度です。

住民票や戸籍証明書には氏名や住所、本籍などの重要な個人情報が記載されています。

※第三者とは、住民票では同一世帯員以外の方、戸籍では本人・配偶者・直系親族以外の方をいいます。

☞個人や法人、八士業(弁護士、司法書士など)が該当します。(国または地方公共団体の機関を除きます。)

全国では不正取得事案が発生しています

- 探偵業者から依頼を受けた行政書士が、不正に戸籍謄本を取得し、身辺調査に利用した事案(兵庫県)
- 偽造した職務上請求書を使用し、全国の自治体から多数の住民票や戸籍証明書が不正取得された事案(東京都:プライム事件)

などが発生しています。

このような不正取得は、個人情報の漏えいにつながるだけでなく、結婚差別や就職差別、ストーカー行為などの人権侵害を引き起こすおそれがあります。

本人通知制度は、証明書が第三者に交付された事実を本人に通知することで、不正請求の抑止や早期発見につながることで期待されています。

- この制度は、証明書の交付前に本人へ確認する制度ではありません。
- この制度により、第三者への交付を事前に停止することはできません。
- 通知内容に関する照会は、個人情報保護の観点から電話ではお答えできません。

通知を希望する方は事前に登録が必要です

受付場所 役場本庁住民生活課・神崎支庁舎

登録できる方 神河町に住民票または戸籍がある方(除票・除籍となった方を含みます。)

必要書類 本人通知制度登録申出書

本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など写真付きのもの)

※代理申請の場合は、委任状および代理人の本人確認書類

大切な個人情報を守るため、ぜひ本人通知制度への登録をご検討ください。



介護保険負担割合証、負担限度額認定証の更新時期です

問 健康福祉課 介護保険係 ☎32-2421

① 要介護認定を受けられている方に、新しい負担割合証を送付します

現在、介護認定を受けておられる方に負担割合証(びわ色)を発行していますが、7月31日で有効期限が切れるため、7月下旬に新しい証を送付します。自己負担は本人等の所得に応じて1～3割となります。新しい負担割合証が届きましたら、ご利用の介護保険サービス事業所に提示をお願いします。

※介護認定を更新中の方については、更新後の介護保険被保険者証(ピンク色)と合わせて送付するため、お手元に届くのが遅くなることがあります。

② 介護保険負担限度額認定証の更新時期です

低所得の方は、申請により介護施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイ利用時の食費・居住費(部屋代)の負担が軽減されます。該当の方には負担限度額認定証(黄緑色)を発行していますが、7月31日で有効期限が切れますので、引き続きサービスを利用される場合は、更新の手続きをお願いいたします。更新対象となっている方には6月中旬に、更新案内を送付しています。

「夏の交通事故防止運動」実施! 7月15日(水)～24日(金)

問 住民生活課 ☎34-0963

～やさしさと笑顔で走る 兵庫の道～

夏の時季は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動する子どもが増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることから、交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

推進テーマ

- ◎みんなでつくる通学路の交通安全
- ◎思いやる気持ちで守る高齢者

運動重点

- ◎こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と正しい横断方法の実践
- ◎安全運転意識の向上と飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転の根絶
- ◎自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守及びヘルメット着用の促進



避難行動要支援者名簿に登録しましょう

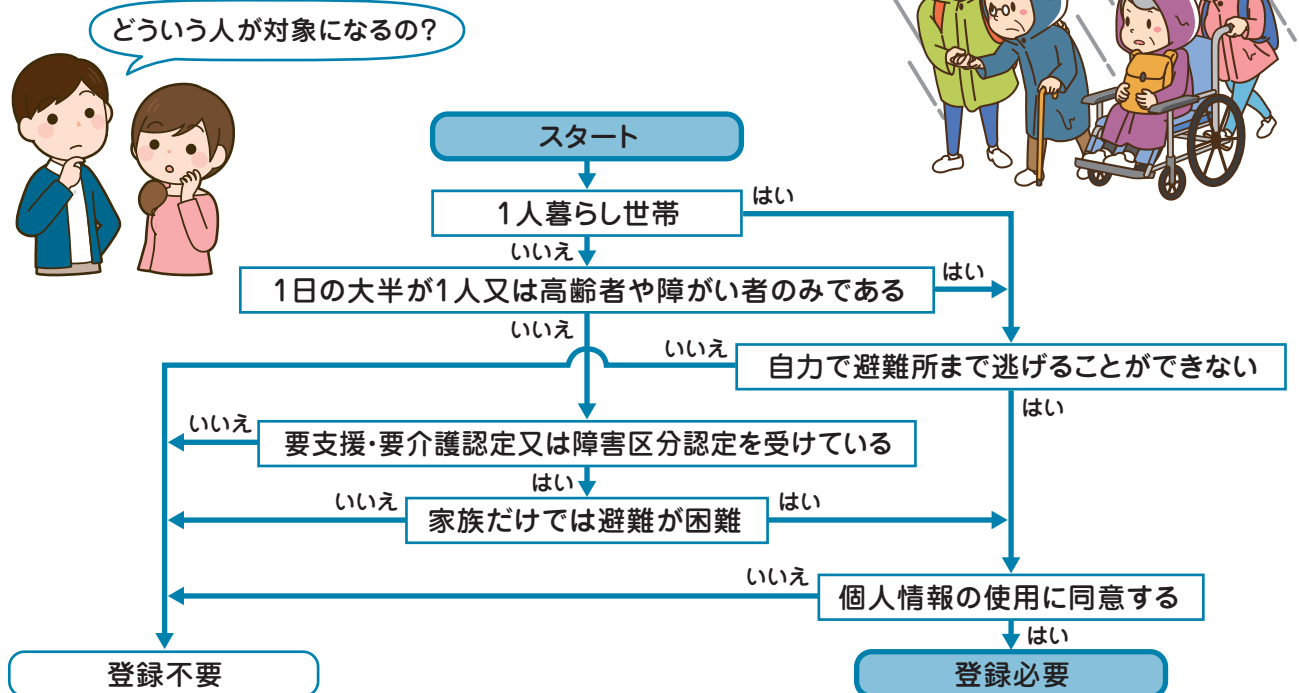
～いざという時、あなたの命を守るために～

問 健康福祉課 ☎32-2421

近年、豪雨災害が各地で起きております。被害を最小限に食い止めるためには、万一の際にどこに、誰とどうやって避難をするか、何を持って逃げるかを決めておくなど、日頃からの準備が大切です。

神河町では、『避難行動要支援者名簿』を整備し、関係機関と情報を共有し、災害時に迅速に支援ができる体制づくりを進めております。この名簿は、健康福祉課が管理し、各地域の自主防災組織、消防団、民生委員が保管します。

詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。



5月12日 株式会社エコリング様 紺綬褒章授与

問 総務課 ☎34-0001

株式会社エコリング本社において、紺綬褒章伝達式を執り行いました。

令和6年12月に株式会社エコリング様より、神河町に対し企業版ふるさと納税として1億円のご寄付をいただきました。その寄付に対して、公益性の高い功績が認められ、内閣総理大臣から紺綬褒章が授与されました。公益のために私財（個人は500万円以上、団体は1,000万円以上）を寄附した者を対象とする紺綬褒章は、表彰されるべき事績の生じた都度、各府省等の推薦に基づいて審査がされて、授与が行われています。

伝達式では褒章の伝達を行い、神河町への地域振興への多大なるご支援に対し謝意をお伝えしました。いただいた寄付は、地域の活性化や子どもたちの健やかな成長、安心して暮らせるまちづくりなど、さまざまな施策で大切に活用させていただいております。株式会社エコリング様のご厚意に深く感謝するとともに、今後も連携を深めながら、より良い地域づくりに取り組んでまいります。



ツキノワグマ出没情報の発信について 問 農林政策課 ☎34-0960

下記情報発信サイトから県内のツキノワグマ出没情報を確認、受信できます。
ご自身の安全確保のために、ぜひご活用ください。

●兵庫県警・安全安心マップ

下記URLを入力後、『ご利用にあたって』画面から『同意する』を選択してください。

URL : <https://map.police.hyogo.dsvc.jp/?lo>



●ひょうご防犯ネット+(兵庫県警)

下記URLを入力後、アプリのインストール、メール受信設定すると便利です。

URL : <https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/bounet/index.htm>



●ひょうご防災ネット(行政)

下記URLを入力後、『表示』を選択してください。

アプリのインストール、メール受信設定すると便利です。

URL : <https://bosai.net/>

または、[\[App Store\]](#)[\[Google Play\]](#)で「ひょうご防災」を検索してください。

Android



iOS



クマを寄せ付けないポイント

- ① ゴミや残飯を屋外に置かないようにしましょう。
- ② 外出の際は、鈴やラジオなど音の出るものを身に付けましょう。
- ③ できるだけヤブや草むらを刈りましょう。
- ④ 柿や栗などは早めに収穫しましょう。



クマを目撃した時は、
農林政策課
(☎34-0960) まで
連絡願います。

神河町のおいしいお米。食べて、学んで、大きく育て!

問 農林政策課 ☎34-0960

神河町では、昨年に引き続き、「食べ盛り応援神河米給付事業」を実施します。給付対象は、町内在住の小中学生の保護者で、児童生徒一人当たり30kgの町内産新米(玄米)を9月下旬に給付する予定です。

この事業の第一の目的は、担い手を中心とする農業者が早生多収米「つきあかり」を作付けし、農繁期の分散と増収による農業経営の安定を図ることです。

あわせて、町内産米の消費拡大と認知度を広めると共に、神河町で学び、育つ小中学生に町内産米を給付することで郷土を愛する心を育み、担い手不足に悩む地域農業の継続にもつなげていきたいと考えています。

詳しい内容につきましては、7月中旬に「給付についてのお知らせ」を、また、9月上旬には「給付についての通知」を対象者に送付する予定ですのでご確認ください。

ご不明な点等がありましたら、役場農林政策課
Tel 0790-34-0960までお問い合わせください。



▲昨年度給付の様子

第76回「社会を明るくする運動」のお知らせ

問 住民生活課 ☎34-0962

「社会を明るくする運動」 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、昭和26年に始まって以来多くの人々のご協力を得て、今年で76回目を迎えました。犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会の中での「生きづらさ」が存在していることが少なくありません。また、過去の過ちから立ち直ろうとする人々には、十分な時間と地域の中での居場所が必要です。

神崎地区推進委員会では、本年度も、次のような更生保護啓発活動を計画しています。

①第76回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会

7月9日(木)12:45～(受付) 市川町 ひまわりホール

講演会

演題:おまへの親になったで

講師:カンサイ建装工業(株)代表取締役社長 草刈健太郎氏

講師の草刈氏は、妹が殺害された過去を持つ犯罪被害者の遺族でありながら、精力的に元受刑者の更生支援を続けられ、「日本財団再犯防止プロジェクト(職親プロジェクト)」の創設メンバーでもあります。

②駅頭・街頭啓発活動 7月1日(水) 寺前駅・新野駅・マックスバリュ神河店

③広報車による広報啓発活動 7月中

④防災行政無線放送による啓発活動 7月中

⑤強調月間中の「幟旗の掲出」による啓発活動

これらの活動が、安全安心な明るい社会の実現の一助になることを願います。

『選挙出前講座』を兵庫県立神崎高等学校で実施

問 総務課 ☎34-0001

兵庫県立神崎高等学校の3年生を対象に、『選挙出前講座』を実施しました。

この取り組みは、選挙権年齢が満18歳に引き下げられて以降、町選挙管理委員会が新有権者となる高校3年生に選挙制度の説明を行っています。

また、生徒自身が選挙について学んだことを発表したり、先生が立候補する模擬選挙で演説を聴いての投票や開票を実際に体験したりして、選挙に対する関心を高めてもらう機会としています。

